

2016年9月13日

文部科学大臣
松野 博一 様

日本生活協同組合連合会

給付型奨学金制度の創設など奨学金制度に関わる要望書

20年前には2割程度だった奨学金利用者は年々増加し、現在では大学生の約半数が何らかの奨学金を利用しています。家計収入が増えない一方、大学の授業料が高騰している中で、多くの大学生が奨学金やアルバイトに頼って生活しています。そして、その奨学金の約9割は「貸与型」といわれるもので、卒業後に返済が義務づけられたものです。多くの若者が大学卒業時点で、すでに数百万円の借金を抱えて社会に出ていっています。加えて、この間、非正規雇用や低賃金労働が拡大しており、大学を卒業しても十分な収入が得られず、奨学金の返済できなくなっている人も増えています。

世界の先進諸国を見ると、ほとんどの国が公的な「給付型」の奨学金制度を持っており、大学の授業料が無償の国も半数近くとなっています。社会の未来を担う子どもの教育は、社会全体で支えていくこと、貧しい家庭に生まれたとしても、教育の機会を保障することは、世界の先進諸国では常識であり、このために大学の授業料を抑え、「給付型」の奨学金制度を設けています。残念なことに、OECD加盟34ヶ国のうち、大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけとなっています。

政府は、本年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」において、給付型奨学金制度の創設に向けて検討をはじめると明記されました。それを踏まえて貴省において「給付型奨学金検討チーム」が設置され、具体的な検討がはじまりました。

給付型奨学金の制度設計にあたっては、諸外国の代表的な制度を参考としつつ、給付対象は低所得世帯の学生を中心とし、給付水準は教育費の負担の実態を踏まえたものとするべきと考えます。

生協組合員の中には、大学生をはじめ子どもをもつ親も多く、奨学金制度の今後のあり方については、大きな関心が寄せられています。よりよい奨学金制度づくりに向けて、以下、重点項目3点について、要望いたします。

1. 給付型奨学金制度の創設を要望いたします。

子どもたちが、家庭の経済的事情で進学を断念せざるをえないということは、機会の平等に反する不公平です。高等教育を希望するすべての子どもたちが大学などに進学する機会を保障する社会を実現するために、給付型奨学金制度の創設を要望いたします。

給付型奨学金制度の創設にあたって、給付対象は生活環境のきびしい低所得世帯の学生に教育機会を保障していくことを重視し、当面、少なくとも以下の範囲から制度の検討を開始すべきと考えます。

- i. 児童養護施設・里親出身者
- ii. 生活保護受給世帯
- iii. ひとり親・低所得世帯

iv. 住民税非課税世帯

給付水準は、現在の日本学生支援機構の最低限が第一種、第二種ともに 3 万円であることを踏まえ、月 3 万円以上で検討すべきと考えます。また、月 3 万円（年間 36 万円）支給されたとしても、低所得世帯にとっては、国立大学授業料 53 万 5800 円の支払いさえ、きびしい現状を踏まえ、給付型奨学金と貸与型奨学金（第一種、第二種）との併用を認めるべきと考えます。

2. 貸与型奨学金については無利子化を要望いたします。

昭和 58 年まで、日本育英会（当時）の貸与型奨学金は、すべて無利子でした。昭和 59 年より日本育英会法の改正により、有利子の奨学金制度がつけられました。しかし、「育英奨学事業は、無利子貸与型制度を根幹としてその充実、改善に努めるとともに、有利子貸与制度はその補完措置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討する」との附帯決議がされています。日本学生支援機構の行う貸与型奨学金は、無利子とすることを要望いたします。

無利子奨学金の基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられていない者（残存適格者 2.4 万人）については、ただちにその解消をはかるべきと考えます。

3. 現行の奨学金返済に関わる制度改善を要望いたします。

所得連動返還型奨学金制度は、「無利子奨学金（第一種）」を先行導入するとしていますが、「有利子奨学金（第二種）」についても早期に導入することを要望します。また、平成 29 年度新規貸与者から適用とされていますが、既に返還を開始している人にも早期に適用できるようにすることを要望します。さらに「最低返還月額」が年収 0 円であっても「2000 円」となっていますが、これでは、将来安定した収入が見通せない経済社会環境の下にある大学生にとって安心して利用することができません。現在ある制度においても、年収 300 万円以下（給与所得者以外は 200 万円）は返還猶予を認められていることを踏まえるならば、返還を開始する最低年収を 300 万円からとし、年収が 0 円の場合には返還月額も 0 円とすることを要望いたします。

貸与型奨学金を返済する際に充当される順位は、現在「延滞金→利子→元本」となっていますが、これを「元本→利子→延滞金」として、返せば元本が減っていくというシステムへ転換することを要望いたします。延滞金賦課率も平成 26 年度以降 10%から 5%に引き下げられましたが、さらなる引き下げや廃止を含めた検討を要望いたします。